別紙

森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱（平成 25 年５月 16 日付け 25 林整森第 60 号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改　正　後	現　行
（本対策の構成） 第５　本対策の内容は、次のとおりとし、事業内容及び事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。 （１）　（略） （２）　（略） （国の助成措置） 第７　交付金の交付事業者は、第５第１号に定める地域協議会及び第２号に定める都道府県とする。 （交付の対象及び交付率） 第８　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、交付事業者が第５各号に掲げる交付金を充てて行う事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。 （削る。） （削る。） ２　（略） （財産の処分の制限） 第 26　（略） ２　適正化法 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第５条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。 （電子情報処理組織による申請等） 第 30　（略）	（本対策の構成） 第５　本対策の内容は、次のとおりとし、事業内容、事業実施主体及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。 １　（略） ２　（略） （国の助成措置） 第７　交付金の交付事業者は、第５の１に定める地域協議会及び２に定める都道府県とする。 （交付の対象及び交付率） 第８　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、交付事業者が次の各号に掲げる交付金を充てて行う事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。 (1)　森林・山村多面的機能発揮対策交付金 (2)　森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金 ２　（略） （財産の処分の制限） 第 26　（略） ２　適正化法 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第５条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。 （電子情報処理組織による申請等） 第 30　（略）

3　大臣等は、第１項の規定により交付申請等が行われた交付事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、交付事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。	3　大臣等は、第１項の規定により交付申請等が行われた交付事業者に対する通知、承認、指示、命令については、交付事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
（間接交付金交付の際付すべき条件） 第 31　交付事業者は間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第９、第 14、第 16 から第 19 まで、第 21、第 23 から第 25 まで、第 27 から第 29 までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。	（間接交付金交付の際付すべき条件） 第 31　交付事業者は間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第９、第 14、第 16 から第 19 まで、第 21、第 23 から第 25 まで、第 27 から第 29 の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。
（各事業に係る報告） 第 32　地域協議会長は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策に係る事業の実施状況を報告するものとする。	第 32　各事業に係る報告 地域協議会長は、林野庁長官が別に定めるところにより、本対策に係る事業の実施状況を報告するものとする。
（本対策の適正な執行の確保） 第 33　都道府県知事は、事業主体による事業実施について、総括的な指導等を行うとともに、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、関係行政機関、関係団体及び学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策に係る事業の実施促進についての指導に当たるものとする。 ２　（略）	第 33　本対策の適正な執行の確保 １　都道府県知事は、事業主体による事業実施について、総括的な指導等を行うとともに、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、関係行政機関、関係団体及び学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策に係る事業の実施促進についての指導に当たるものとする。 ２　（略）
（その他） 第 34　本対策に係る事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによる。	第 34　その他 本対策に係る事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによる。
（指導等） 第 35　大臣等は、本事業の適正な執行を確保するため、交付事業者に対し、必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。	（新設）
別表　（第５、第８、第９及び第 17 関係）	別表　（第８、第９及び第 17 関係）

区分			交付事業に	交付率	軽微な変更

区分			交付事業に	交付率	軽微な変更

	事業の内容	事業実施主体	要する経費の内訳		経費の配分の変更	事業内容の変更
					次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）
2　森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金	（略）	（略）	本要綱第５第２号の規定に基づく以下の事業に要する経費	（略）		（略）

（別記様式第１号　別紙１）

○年度　森林・山村多面的機能発揮対策交付金　地域協議会事業実施計画書
（実績報告書）

1　（略）

2．事業内容
（1）森林・山村多面的機能発揮対策交付金（活動組織向け交付金）

区　分	交付単価（円/ha、円/m又は円/活動組織）注1	対象森林面積等（ha）注2	交付額（円）	交付対象組織数	備考
活動推進費	112,500円				
（略）	（略）				
森林機能強化タイ	800円/m				

	事業の内容	事業実施主体	要する経費の内訳		経費の配分の変更	事業内容の変更
					次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）
2　森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金	（略）	（略）	本要綱第５の２の規定に基づく以下の事業に要する経費	（略）		（略）

（別記様式第１号　別紙１）

○年度　森林・山村多面的機能発揮対策交付金　地域協議会事業実施計画書
（実績報告書）

1　（略）

2．事業内容
（1）森林・山村多面的機能発揮対策交付金（活動組織向け交付金）

区　分	交付単価（円/ha、円/m又は円/活動組織）注1	対象森林面積等（ha）注2	交付額（円）	交付対象組織数	備考
活動推進費	（新設）				
（略）	（略）				
森林機能強化タイ	（新設）				

プ					
関係人口創出・維持タイプ	50,000円/年				
（略）	－		－	－	－

（略）

（２）　（略）

（別記様式第５号　別紙）

遂行状況

区　分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
３　資機材の購入費						
合計						

（略）

（別記様式第６号　別紙）

記

プ					
関係人口創出・維持タイプ	（新設）				
（略）	－		－	－	－

（略）

（２）　（略）

（別記様式第５号　別紙）

遂行状況

区　分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
３　資機材の購入費						
（新設）						

（略）

（別記様式第６号　別紙）

遂行状況

区　分	総事業費	国庫交付金(A)	既受領額(B)		遂行状況報告	今回請求額(C)		残額(A)－((B)＋(C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	○月○日現在の出来高	金額	○月○日現在の予定出来高	金額	○月○日までの予定出来高		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
３　資機材の購入費											
合計											

（略）

別記様式第８号（第21第３項関連）

○年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金消費税仕入控除税額報告書

（略）

１～４　（略）

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること（交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（３）の資料を除き添付不要。）。

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

（１）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）

（２）～（４）　（略）

区　分	総事業費	国庫交付金(A)	既受領額(B)		遂行状況報告	今回請求額(C)		残額(A)－((B)＋(C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	○月○日現在の出来高	金額	○月○日現在の予定出来高	金額	○月○日までの予定出来高		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		
３　資機材の購入費											
（新設）											

（略）

別記様式第８号（第21第３項関連）

○年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金消費税仕入控除税額報告書

（略）

１～４　（略）

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、（３）の資料を除き添付不要。）

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

（１）消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

（２）～（４）　（略）

５・６　（略） （注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。 ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの） ・交付事業者が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料	５・６　（略） （注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。 ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの） ・交付事業者が消費税法第 60 条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

附　則

１　この通知は、令和５年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の本要綱に基づき実施する事業については、なお従前の例による。